平成２１年（再イ）第５３９号
札幌市北区新川６条15丁目６番３―108号
再生債務者　沢田　　旭（旧姓池亀）
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年11月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年11月26日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（再イ）第５４５号
札幌市中央区南11条西１丁目１番18―905号
再生債務者　熊谷　直樹
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年11月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年11月26日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（再イ）第１５号
山形県天童市大字矢野目1291番地の１
再生債務者　松田　雅幸
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年11月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年11月26日　　山形地方裁判所民事部

平成２１年（再イ）第３２号
山形県東根市大字藤助新田522番地
再生債務者　真木　　潤
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年11月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年11月26日　　山形地方裁判所民事部

平成２１年（再イ）第５９号
川崎市多摩区菅稲田堤２丁目１番33号　プロスパクラン203
再生債務者　高橋　貴典
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年11月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年11月26日
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（再イ）第６２号
川崎市高津区久地１丁目36番１号　大西荘201
再生債務者　花和　　淳
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年11月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年11月26日
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（再イ）第１２号
岐阜県恵那市東野1898番地21
再生債務者　加藤　大雄
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年11月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年11月26日
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２１年（再イ）第１７号
岐阜県瑞浪市小田町1866番地の12
再生債務者　窪園　重光
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年11月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年11月26日
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２１年（再イ）第１３号
岐阜県高山市三福寺町3170番地21
再生債務者　丸山　祥一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年11月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年11月26日
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２１年（再イ）第４６号
静岡県浜松市中区曳馬２丁目11番３号
再生債務者　鈴木　孝彦
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年11月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年11月26日
静岡地方裁判所浜松支部再生係

平成２１年（再イ）第３９号
愛知県蒲郡市水竹町西小深田26番地３、住民票上の住所愛知県蒲郡市中央本町７番12号
再生債務者　千賀　和江
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年11月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年11月26日
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（再イ）第５７号
三重県四日市市羽津中１丁目５番33号
再生債務者　佐藤　賢三
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年11月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年11月26日　津地方裁判所四日市支部

平成２１年（再イ）第１０１号
広島市西区井口２丁目25番６号
再生債務者　内田　明見
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年11月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年11月26日
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（再イ）第３３号
山口県周南市大字大河内700番地303
再生債務者　兼清　恒文
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年11月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年11月26日　山口地方裁判所周南支部

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

１．懲戒の処分をした弁護士会　長野県弁護士会
２．懲戒を受けた弁護士
氏　　名　酒井　宏幸
登録番号　21795
事 務 所　長野県長野市大字南長野西後町624―３ながの法律事務所
３．懲戒の処分の内容　戒告
４．懲戒の処分が効力を生じた年月日
平成21年11月２日

平成 21 年 11 月 16 日　　日本弁護士連合会

裁決の公告

第二東京弁護士会が平成21年２月28日に告知した同会所属弁護士　土居　健造　会員（登録番号30220）に対する懲戒処分（退会命令）について、同会員から行政不服審査法の規定による審査請求があり、本会は、平成21年10月27日、弁護士法第59条の規定により、懲戒委員会の議決に基づいて、本件処分を変更し、同会員に対し、業務を２年間停止する旨裁決し、この裁決は平成21年11月13日に効力を生じたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第３号の規定により公告する。

平成 21 年 11 月 13 日　　日本弁護士連合会

行旅死亡人

本籍・住所・氏名・年齢不詳、血液型Ｂ型、身長約167㎝、体重約60㎏の男性、着衣は白色に青色縦ラインの線入りワイシャツ、緑色ワイシャツ、グレー色スラックス、白色トランクスのようなものを着用、所持金品等はなし

上記の者は、平成21年10月６日午後０時10分頃北海道天塩郡遠別町字富士見129番地付近の日本海沿岸の砂地で発見された。死因は不明。

身元不明のため遺体は火葬に付し、遺骨は当町にて保管しておりますので心当たりの方は、当町生活課までお申し出下さい。

平成 21 年 12 月９日

北海道　　天塩郡遠別町長　川島　茂之